平成２３年（フ）第１２２７３号
東京都荒川区東日暮里１丁目17―21―805
債務者　谷山順子こと　李　　順子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２７６号
東京都板橋区赤塚３丁目２－３
債務者　田中　昭彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８０号
東京都目黒区青葉台１丁目26―１―707
債務者　小鶴　浩之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８１号
東京都中野区大和町１丁目54―２―202
債務者　志水　景子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８６号
東京都台東区千束４丁目46―６―208
債務者　高谷　裕美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８７号
東京都中央区上高田４丁目46―10　第三栄華荘16
債務者　佐藤　雅己
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８８号
神奈川県川崎市幸区下平間214―１―５―103
債務者　石川　達也
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９１号
東京都墨田区京島３丁目56―11―301
債務者　宮崎　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９２号
東京都八王子市八幡町12―13―1002
債務者　須賀　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９９号
東京都北区東十条４丁目６－３－302
債務者　井上　美幸
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３１１号
東京都江東区大島８丁目11―５―505
債務者　礒野　孝史
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３１３号
東京都練馬区下石神井３丁目12―６―205
債務者　佐々木千寿子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３１９号
東京都大田区山王４丁目33―12―１Ｆ－２
債務者　勝見　冷子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３２０号
東京都墨田区太平４丁目２－１―617
債務者　松山　暢子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３２１号
東京都稲城市平尾３丁目１－１―17―213
債務者　田中よし子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３２２号
埼玉県川越市新宿町５丁目13―42　新宿団地６―304
債務者　蜂谷　隆久
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部